

仕 様 書

1 業 務 名 第 2 6 回参議院議員通常選挙 選挙公報配布業務委託

2 業務内容 第 2 6 回参議院議員通常選挙 選挙公報の配布

3 配布物

(1) 選挙区 ブランケット判 1 枚 (全 2 頁)

(2) 比例区 新聞見開き大 2 枚 (全 8 頁)

選挙区・比例区の順に、印刷業者が 2 部を一緒に折り加工したものを 1 セットとする。なお、候補者数により枚数等が変更となる場合がある。

4 履行期間

(1) 配 布 期 間 令和 4 年 6 月 2 6 日 (日) ~ 令和 4 年 7 月 8 日 (金)

(2) 配布物搬入 令和 4 年 6 月 2 5 日 (土) 時間未定

(3) 補完配布(未配布の連絡があった場合の個別配布) 随時配布すること。

なお、(2)については、変更となる場合があることから、随時対応すること。

5 配布先

(1) 秋田市内全戸

(2) 配布を希望する施設等(施設等の配布先および配布部数は、別紙のとおり。)

6 配布方法

単独配布

ただし、政治活動に関する配布物以外の同時配布は可とする。(折り込みは不可とする。)

7 配布予定部数 約 1 3 9 , 0 0 0 部

8 契約形態および積算方法

(1) 配布部数が未確定のため、1 部当たりの単価契約とする。

(2) 仕様書に記載の内容で、1 部当たりの単価を積算すること。なお、1 部当たりの単価は、銭単位とし、消費税および地方消費税の額を含まないものとする。

9 業務履行の際の留意事項

- (1) 配布部数は、原則として1戸に1部とする。ただし、表札が2枚以上ある場合又はポストが2個以上ある場合など、複数世帯と思われる家屋は、その数だけ配布する。
- (2) 配布にあたっては、選挙公報を破損、汚損しないよう丁寧に扱うこと。万一、破損、汚損が生じた場合は、その選挙公報は配布しないこと。
- (3) 明らかに居住者がいない所（空き家、町内会館、事務所等）には配布しないこと。
- (4) 集団入居施設（寮、寄宿舍等）は、管理人に入居世帯数を確認の上、配布すること。
- (5) 履行期間中は配布責任者を定め、休日、夜間も含み、常に連絡の取れる体制をとること。
- (6) 配布漏れ等があった場合、状況に応じて速やかに対応すること。
- (7) 各候補者および党のビラなど、選挙に関わるものとの同時配布はしないこと。
- (8) 業務完了後速やかに業務完了報告書を提出すること。
- (9) 万一、配布に支障が生じたり、トラブルなどが発生したりしたときは、直ちに選挙管理委員会へ連絡し、誠意ある善後策を講じること。

10 その他

- (1) 業務の履行上、知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、その内容について、本契約終了後も秘密を厳守しなければならない。
- (2) 各業務の遂行にあたっては、諸法令を遵守すること。
- (3) 契約書、仕様書に定めのないものについては、双方協議のうえ定めること。